

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究所寄附講座規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学寄附講座及び寄附研究部門規程第13条の規定に基づき、大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に置く寄附講座に関し必要な事項を定める。

(寄附講座の設置)

第2条 寄附講座の設置は、次の各号に掲げる基準をすべて満たすものとし、教授会の議を経て、研究科長が決定する。

- (1) 科学的に新規性を十分備えており、新たな学術的展開が期待されるもの。
- (2) 従来の連合小児発達学研究所の研究領域として欠けていたもの、又は連合小児発達学研究所の研究からの展開であっても新たな領域へ発展させ得るもの。
- (3) 期待される研究成果は、あくまで学術的観点から計画されているもの。
- (4) 広く子どものこころの発達に関する教育にも貢献し得るもの。
- (5) 寄附金額は、原則として1年当たり2千万円以上とする。

(存続期間等)

第3条 寄附講座の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、寄附講座の存続期間を更新することは妨げない。

- 2 寄附講座の更新にあたっては、教授会で活動状況の評価を行い、研究科長が更新の可否を決定する。
- 3 寄附講座の終了にあたっては、教育研究の成果の概要をとりまとめ、公表するとともに、教授会に報告するものとする。

(寄附講座教員の選考)

第4条 寄附講座教員の選考については、別に定める。

(設置準備)

第5条 寄附講座が設置されるまでの間、設置準備に係る業務は、教授会が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科寄附講座運営委員会規程（平成 2 1 年 9 月 2 5 日制定）は、廃止する。